

神奈川県流域下水道事業固定資産規則の一部を改正する規則

神奈川県流域下水道事業固定資産規則（令和2年神奈川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第35条、第43条関係）

区分	単位	金額				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
第一種電柱	1本	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	
その他の柱類		220円	170円	150円	140円	
共架電線	共架する電柱1本	1,720円	1,360円	1,140円	1,070円	
看板	表示面積1平方メートル	8,200円	4,310円	1,330円	910円	
標識	1本	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	
管類	長さ1メートル	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円	82円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円	130円	120円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円	170円	160円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400円	310円	260円	250円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530円	420円	350円	330円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920円	730円	610円	570円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,320円	1,040円	870円	820円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,640円	2,080円	1,750円	1,640円
		外径が2メートル以上のもの	5,270円	4,160円	3,500円	3,280円

別表の備考1中「、座間市及び綾瀬市」を「及び座間市」に改め、同表の備考2中「伊勢原市」の次に「、綾瀬市」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。